

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千四百九十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月三日

農林水産大臣 郡司 彰

一 保安林の所在場所 長野県長野市鬼無里日影字やぎ六五五・六五五八、字大金六六二九から六六三一まで、字矢萩六六三三、六六三四の口、六六三四の七、字枝沢六六三三六から六六三八まで、字小釜六六三九、六六四〇

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その関係書類を長野県庁及び野尻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千五百号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月三日

農林水産大臣 郡司 彰

一 保安林の所在場所 長野県北安曇郡池田町大字会染七四八〇から七四八三まで、七四八六、七四八七のイ、七四八七の口、七四八八のイ、七四八八の口、七四八九のイ、七四八九の口、

七四九〇のイ、七四九〇の二、七四九三から七四九六まで、七七〇九、七七一一から七七二二まで、七七二四・七七二七のイ・七七二七の口（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千五百一十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月三日

農林水産大臣 郡司 彰

一 保安林の所在場所 長野県長野市信更町灰原字北ノ入三一三から三一六まで、三三三のイ、三三三の口、三三三、三三三六、三三八、三三九、三三一、三三三、三三三、三三三、三三八のイ、三三七のイ、信更町今泉字赤畑二四八四、北佐久郡御代田大字御代田字山ノ神二五四〇の三、二五四一の九、二五四一の一三、二五四六の二、二五四七の三、二五四七の四、四一四、四一五の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その関係書類を長野県庁及び野尻市役所及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁告示第二十号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十一年九月二十一日特許庁告示第一号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月三日

特許庁長官 深野 弘行

第二号中「十八万六千八百円」を「十八万八千七百円」に改める。

附則

1 この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第二十一号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第一号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月三日

特許庁長官 深野 弘行

第二号を次のように改める。

二 本邦通貨の金額

1 千三百三十三スイス・フラン	十一万七千七百円
2 二十五スイス・フラン	千二百円
3 二百スイス・フラン	一万六千六百円
4 百スイス・フラン	八千三百円
5 三百スイス・フラン	二万五千元

附則

1 この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三千六百六十七号
那覇空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六條の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣 羽田雄一郎

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 那覇空港 沖縄県那覇市

三 変更した事項（変更前の事項については、平成十五年国土交通省告示第千三百二十二号を参照。）

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 三百二十七万八千三百二十五平方メートル

四 空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局那覇空港事務所において縦覧に供する。